

十和田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度人件費率
25年度	人 64,501	千円 30,060,202	千円 1,256,137	千円 3,460,297	% 11.5	% 12.4

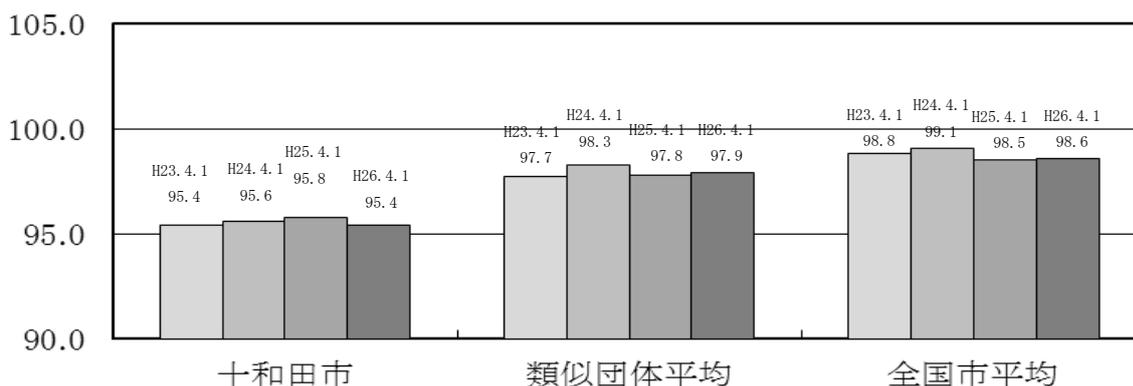
注 人件費には、退職手当負担金、共済費、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考)	(参考)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	一人当たり給与費 (B/A)	類似団体平均 一人当たり給与費
25年度	人 363	千円 1,377,926	千円 192,193	千円 492,806	千円 2,062,925	千円 5,683	千円 5,815

- 注1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- 注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。十和田市は、一般市（Ⅱ-1）に区分されます。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況

十和田市では人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

〔改定時期〕 平成27年4月1日

〔内 容〕 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ（1、2級の初任給号給などは対象外とし、高位号給では最大4%程度の引下げ）を実施しました。激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）。

② 地域手当の見直し

十和田市では医師にのみ支給。

支給割合 国基準 15%に対して、十和田市においても 15%を支給。

実施時期 平成 30 年 4 月 1 日より 16%。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

(6) 特記事項

十和田市では、下記の給与削減を行っています。

区分	削減内容	期間
管理職の職員	管理職手当の 30%～35%削減	当分の間

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (26 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
十和田市	42.2 歳	312,028 円	358,121 円	336,599 円
青森県	43.5 歳	334,700 円	402,886 円	366,659 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
十和田市	56.0 歳	29 人	355,275 円	377,474 円	374,075 円	—	—	—	—
うち用務員	55.4 歳	24 人	363,533 円	385,038 円	382,809 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.93
うち自動車 運転手	58.7 歳	5 人	315,640 円	341,163 円	332,156 円	自家用乗用自 動車運転者	58.8 歳	222,900 円	1.53
青森県	48.2 歳	398 人	306,800 円	343,977 円	330,483 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	一人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	34 人	316,350 円	352,255 円	336,838 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
十和田市	6,151,284 円	— 円	—
うち用務員	6,218,570 円	2,747,000 円	2.26
うち自動車運転手	5,828,264 円	3,118,000 円	1.86

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
十和田市	49.1 歳	419,220 円	452,352 円
青森県	46.5 歳	392,200 円	431,900 円
類似団体	40.1 歳	302,285 円	332,987 円

※青森県及び類似団体については、小・中学校（幼稚園）教育職の数値です。

注1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区分		十和田市	青森県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	— 円
	中学卒	125,400 円	125,400 円	— 円
教育職	大学卒	192,800 円	192,800 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

※一般行政職のみ国と比較しています。

※該当者がいない場合は「—」としています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	241,029 円	337,033 円	388,000 円	397,267 円
	高校卒	200,800 円	298,722 円	356,100 円	369,800 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	406,800 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

※該当者がいない場合は「—」としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

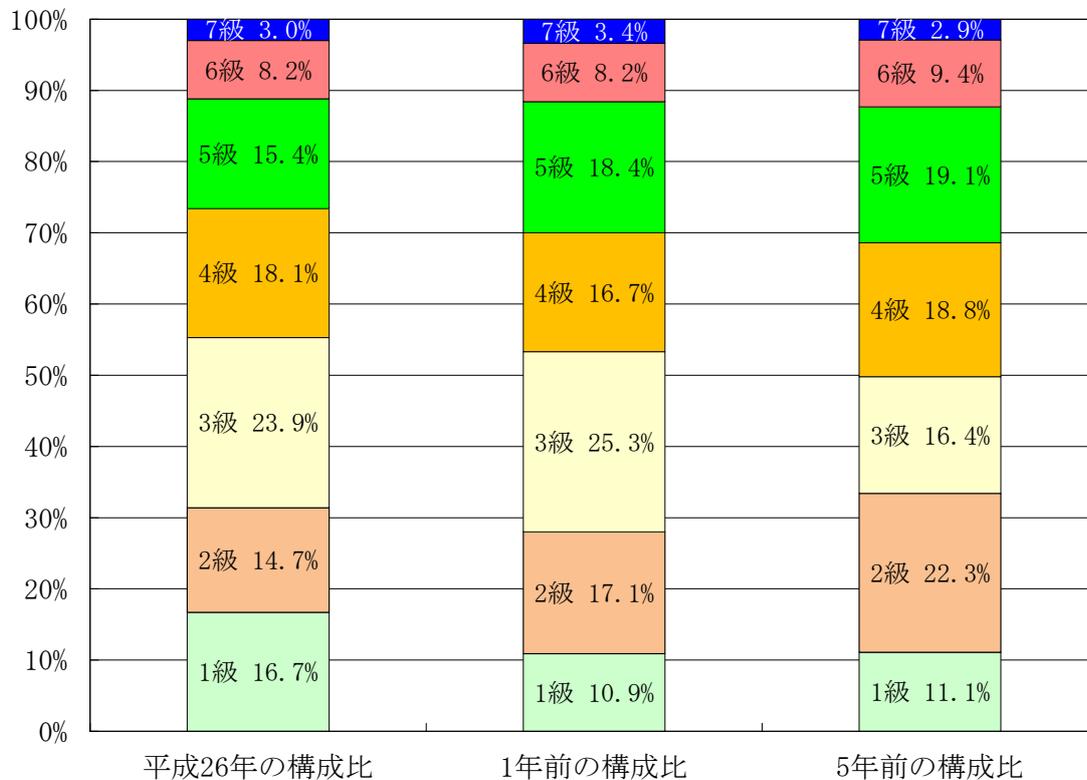
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	49人	16.7%	137,600円	244,900円
2級	主査	43人	14.7%	187,700円	308,000円
3級	主任主査	70人	23.9%	224,600円	354,700円
4級	係長・主幹	53人	18.1%	263,500円	388,300円
5級	課長補佐	45人	15.4%	290,700円	400,600円
6級	課長	24人	8.2%	322,100円	422,600円
7級	部長	9人	3.0%	367,500円	456,200円

注1 十和田市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 再任用職員を含んだ人数です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

毎年、課長補佐級以下の職員を被評定者として勤務成績の評定を実施しています。

なお、能力評価と業績評価（目標管理）による新たな人事評価について、平成22年度から全職員を対象として本実施を行っています。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績評定結果の昇給への反映は実施していません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十和田市	青森県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,354 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,497 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

注 () 内は再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>毎年、課長補佐級以下の職員を被評定者として勤務成績の評定を実施しています。</p> <p>なお、能力評価と業績評価 (目標管理) による新たな人事評価について、平成 22 年度から全職員を対象とした本実施を行っています。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況</p> <p>勤務成績評定結果の勤勉手当への反映は実施していません。</p>

(2) 退職手当 (26 年 4 月 1 日現在)

十和田市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置 2～45%加算			定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額		21,808 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員 (病院事業を除く) に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (25 年度決算)		1,092 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)		1,091,880 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
医師	15 %	1 人	15 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		95.4 (95.4)	

注 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。
 なお、十和田市においては一般行政職員に地域手当は支給していません。
 (補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		3,868 千円		
		医師職	3,600 千円	
		その他の職員	268 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		128,933 円		
		医師職	3,600,000 円	
		その他の職員	9,241 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		8.2%		
手当の種類 (手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の病原体の付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	0 千円	日額 290 円
福祉業務手当	健康福祉部福祉課に勤務する職員	生活保護に関する現業事務	216 千円	日額 230 円
市税徴収手当	職員	専ら市税の徴収事務(滞納処分を含む)に従事したとき	8 千円	日額 210 円
行旅死亡人等処置手当	職員	行旅死亡人又は施設に入所している者が死亡したときにその処置に従事した場合	0 千円	1体につき 2,000 円
用地取得交渉手当	用地取得交渉業務主管課職員及び用地取得交渉業務主管課の要請を受けて用地取得のための交渉の業務に従事する職員	用地取得のための交渉の業務に従事した場合	37 千円	日額 470 円
診療手当	十和田湖診療所に勤務する医師	診療業務	3,600 千円	月額 300,000 円
使用料等収納手当	職員	外勤して使用料、手数料、分担金その他の税外諸収入金を収納した場合	6 千円	日額 200 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	58,530 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	180 千円
支給実績 (24年度決算)	61,803 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	171 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき支給 (当分の間、70%程度に抑制)	同じ		21,339 千円	561,552 円	
	部長級 77,400 円 (54,100 円)					
	課長級 62,300 円 (43,600 円)					
初任給調整手当	医師として採用された職員に対し経験年数に応じ、月額 365,500 円の範囲内で支給	同じ		4,386 千円	4,386,000 円	
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ		41,254 千円	201,239 円	
	配偶者以外					
	1人目					配偶者有 6,500 円
						配偶者無 11,000 円
	2人目以降					1人につき 6,500 円
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額 1人につき 5,000 円						
住居手当	自ら居住するため住宅を借受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 最高 27,000 円	同じ		20,566 千円	270,605 円	
休日勤務手当	勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ		1,699 千円	15,306 円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ		7 千円	1,400 円	
宿日直手当	宿日直の業務 1回につき 4,200 円	同じ		17 千円	8,400 円	
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 管理職手当の区分に応じ、1回につき 4,000 円~12,000 円	異なる	支給区分及び支給額	0 千円	0 円	
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月に在勤する職員に支給	同じ		24,170 千円	67,138 円	
	世帯主で扶養親族のある職員 17,800 円					
	世帯主で扶養親族のない職員 10,200 円					
	その他の職員 7,360 円					

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
通勤手当	交通機関等（バス等）利用者の支給限度額 55,000 円	同じ		11,559 千円	49,823 円
	交通用具（自動車等）利用者の支給限度額 24,500 円				
単身赴任手当	異動等により単身で生活する職員に支給 支給限度額 68,000 円	同じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のために十和田市に派遣された職員に支給 滞在期間に応じ、 1日 3,970 円～6,620 円			—	—

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	861,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 440,000 円
	副市長	700,000 円	830,000 円 / 375,000 円
報酬	議長	450,000 円	698,000 円 / 310,000 円
	副議長	391,500 円	620,000 円 / 245,000 円
	議員	362,000 円	560,000 円 / 222,000 円
期末手当	市長 副市長	(25年度支給割合) 2.85 月分	
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 2.85 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×月数×45.5/100	(1期の手当額) 18,804,240 円 (支給時期) 任期満了時
	副市長	給料月額×月数×26.5/100	8,904,000 円 任期満了時
その他手当		市長・副市長に寒冷地手当（一般職と同様の支給基準）	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、26年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

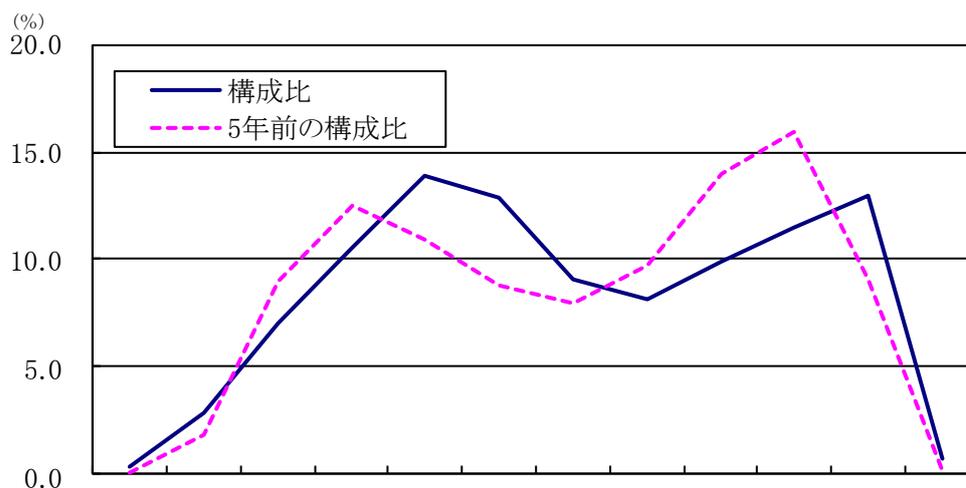
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成 25 年	平成 26 年		
普通会計部門	一般行政部	議会	7	7	0	税務収納業務の見直し等 高齢者支援業務の見直し等 保健師業務の見直し等 再任用短時間勤務職員の配置等 観光業務の見直し等
		総務	97	97	0	
		税務	34	35	1	
		民生	40	39	△1	
		衛生	25	24	△1	
農林水産		33	32	△1		
商工		20	19	△1		
土木	35	35				
	計	294	288	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.65 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.52 人)	
	教育	69	73	4	公民館への職員配置等	
	小計	363	361	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.96 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.79 人)	
公営企業等部門	病院 水道 下水道 その他	病院	402	406	4	医師等の増員
		水道	22	22		
		下水道	15	15		
		その他	32	33	1	地方卸売市場への職員配置
	小計	471	476	5		
合計		834 [958]	837 958]	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 129.76 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。教育長、臨時職員及び非常勤職員は除いています。

2 []内は条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	24人	59人	89人	116人	108人	76人	68人	83人	96人	109人	6人	837人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	320	299	297	297	294	288	△32(△10.0%)
教 育	91	91	86	82	70	74	△17(△18.7%)
普通会計計	411	390	383	379	364	362	△49(△11.9%)
公営企業等会計計	444	449	457	464	471	476	32(7.2%)
総 合 計	855	839	840	843	835	838	△17(△ 2.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
25年度	千円 1,357,283	千円 108,601	千円 150,978	% 11.1	% 11.9

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり給与費 (B/A)	(参考) 水道事業(公営企業会計)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
25年度	人 22	千円 82,799	千円 8,652	千円 29,709	千円 123,921	千円 5,633	千円 6,123

注1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

一般行政職に準じ管理職手当の減額を実施しています。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
十和田市水道事業	44.5 歳	322,120 円	478,516 円
水道事業(公営企業会計)市町村平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

注 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十和田市水道事業	水道事業(公営企業会計)市町村平均
1人当たり平均支給額(25年度) 1,350 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,456 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%	

注()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

十和田市水道事業			水道事業(公営企業会計)市町村平均	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	1人当たり平均支給額	13,934 千円
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分		
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分		
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分		
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分		
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2~450%加算				
1人当たり平均支給額			21,808 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した十和田市職員(病院事業を除く)に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（26年4月1日）

支給実績（25年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （25年度決算）	左記職員に対する支給単価
上下水道料金 収納手当	職員	外勤して料金を収納 したとき	0千円	日額 200円

エ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	3,808千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	197千円
支給実績（24年度決算）	2,184千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	64千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

オ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （25年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （25年度決算）
管理職手当	内容と支給単価は十和田市と同様	同じ		1,697千円	565,200円
扶養手当	〃	同じ		2,761千円	184,066円
住居手当	〃	同じ		1,052千円	263,000円
夜間勤務手当	〃	同じ		0千円	0円
宿日直手当	〃	同じ		0千円	0円
管理職員 特別勤務手当	〃	同じ		0千円	0円
寒冷地手当	〃	同じ		1,602千円	72,806円
通勤手当	〃	同じ		494千円	44,936円
単身赴任手当	〃	同じ		0千円	0円

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
25年度	千円 2,142,763	千円 △167,906	千円 80,801	% 3.8	% 4.2

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり給与費 (B/A)	(参考) 下水道事業(公営企業会計)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
25年度	人 15	千円 52,894	千円 4,356	千円 18,684	千円 75,934	千円 5,062	千円 6,093

注1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

3 職員給与費(B)には、資本勘定支弁職員に係る職員給与費11,956千円を含みません。

イ 特記事項

一般行政職に準じ管理職手当の減額を実施しています。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
十和田市下水道事業	41.3 歳	309,956 円	460,722 円
下水道事業(公営企業会計)市町村平均	44.0 歳	340,516 円	507,458 円

注 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十和田市下水道事業	下水道事業(公営企業会計)市町村平均
1人当たり平均支給額(25年度) 12,432 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,443 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%	

注()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

十和田市下水道事業			下水道事業(公営企業会計)市町村平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額	1,092 千円
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分		
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分		
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分		
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分		
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置	2~45%加算			
1人当たり平均支給額	21,808 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した十和田市職員(病院事業を除く)に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（26年4月1日）

支給実績（25年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （25年度決算）	左記職員に対する支給単価
上下水道料金 収納手当	職員	外勤して料金を収納 したとき	0千円	日額 200円

エ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	1,755千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	125千円
支給実績（24年度決算）	1,328千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	63千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

オ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （25年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （25年度決算）
管理職手当	内容と支給単価は十和田市と同様	同じ		523千円	523,200円
扶養手当	〃	同じ		2,117千円	235,222円
住居手当	〃	同じ		942千円	314,000円
夜間勤務手当	〃	同じ		0千円	0円
宿日直手当	〃	同じ		0千円	0円
管理職員 特別勤務手当	〃	同じ		0千円	0円
寒冷地手当	〃	同じ		1,050千円	70,013円
通勤手当	〃	同じ		193千円	27,600円
単身赴任手当	〃	同じ		0千円	0円

(3) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
25年度	千円 8,252,130	千円 △650,453	千円 3,705,480	% 45.0	% 49.1

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり給与費 (B/A)	(参考) 病院事業(公営企業会計)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	千円	千円
25年度	人 402	千円 1,529,060	千円 666,510	千円 517,586	千円 2,713,156	千円 6,749	千円 6,718

注1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

平成22年7月1日より、病院事業に対し、地方公営企業法を全部適用しました。

一般行政職に準じ管理職手当の減額を実施しています。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	十和田市病院事業	42.0 歳	543,588 円
	病院事業(公営企業会計)市町村平均	44.4 歳	560,530 円
看護師	十和田市病院事業	38.0 歳	307,490 円
	病院事業(公営企業会計)市町村平均	38.7 歳	283,693 円
事務職員	十和田市病院事業	43.0 歳	324,886 円
	病院事業(公営企業会計)市町村平均	43.3 歳	324,843 円

注 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十和田市病院事業	病院事業(公営企業会計)市町村平均
1人当たり平均支給額(25年度) 1,306 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,329 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5~20%	

注()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

十和田市病院事業	病院事業(公営企業会計)市町村平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2~45%加算 1人当たり平均支給額 11,501 千円	1人当たり平均支給額 5,837 千円

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した十和田市職員(病院事業に限る)に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		39,665 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		901,488 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
医師	15 %	44 人	15 %

エ 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		248,909 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		901,843 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		68.4 %		
手当の種類 (手当数)		14		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療業務に従事したとき	116,170 千円	月額 210,000円~550,000円
救急手当		正規の勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられ、緊急を要する診療に従事したとき	17,157 千円	1件につき500円~5,000円 (透折患者の呼出しについては1日100,000円限度)
分娩手当		分娩の業務に従事したとき	0 千円	産婦人科の医師 月額500,000円 産婦人科以外の医師 1件につき10,000円~20,000円
検診手当		検診業務に従事したとき	1,391 千円	検診料の20%
診断書作成手当		生命保険に係る診断書を作成したとき	6,783 千円	1通につき2,500円
麻酔手当		全身麻酔の業務に従事したとき	4,162 千円	麻酔科の医師 1件につき8,000円~68,000円 麻酔科以外の医師 1件につき 麻酔料の20%~120,000円
手術手当		手術に従事したとき	23,829 千円	担当診療科の手術 1件につき5,000円~65,000円 担当診療科以外の手術応援 1件につき10,000円~70,000円 その他個別の手術 1件につき2,000円~10,000円
検査手当		内視鏡等を使用した検査に従事したとき	5,836 千円	1件につき1,000円~2,000円
放射線画像読影手当		放射線画像の読影に従事したとき	7,522 千円	1件につき300円~1,000円
先進治療施術手当		脳神経外科におけるtPAを活用した治療に従事したとき	0 千円	1件につき20,000円 (1人の患者につき初回の治療に限る)
研修医指導業務手当		臨床研修業務に従事したとき	1,420 千円	月額 10,000円~20,000円
夜間看護手当	看護師、助産師若しくは准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜の場合の看護等の業務に従事したとき	57,410 千円	勤務2時間未満の場合 1回につき2,000円
		勤務2時間以上4時間未満の場合 1回につき2,900円		
		勤務4時間以上の場合 1回につき3,300円		
救急医療待機手当	診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	救急医療に従事するために待機することを命ぜられたとき	7,230 千円	平日 1回につき3,000円
				土曜日、日曜日又は祝日 1回につき3,000~5,900円
助産師業務手当	助産師	分娩の業務に従事したとき	0 千円	1件につき5,000円~10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (25 年度決算)	106,551 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)	307 千円
支給実績 (24 年度決算)	97,578 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)	241 千円

注 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき支給 (当分の間、医師以外は 65%~70% に抑制)	同じ		49,525 千円	868,864 円
	医師 上限 137,700 円				
	技師職 上限 72,700 円 (47,200 円)				
	看護職 上限 75,800 円 (49,200 円)				
事務職 上限 77,400 円 (54,100 円)					
扶養手当	内容と支給単価は十和田市と同様	同じ		30,287 千円	173,067 円
住居手当	〃	同じ		26,584 千円	229,175 円
夜間勤務手当	〃	同じ		32,688 千円	117,163 円
宿日直手当	医師が患者急変等に対処するため 1 回につき 20,000 円	同じ		10,926 千円	145,677 円
	看護師長等が看護業務等に緊急に対処するため 1 回につき 7,200 円				
	薬剤師が緊急の調剤業務等に対処するため 1 回につき 5,900 円				
管理職員特別勤務手当	内容と支給単価は十和田市と同様	同じ		18,314 千円	678,277 円
寒冷地手当	〃	同じ		22,619 千円	53,727 円
通勤手当	〃	同じ		9,209 千円	39,865 円
単身赴任手当	〃	同じ		1,719 千円	429,750 円